

八戸市環境審議会委員公募実施要領

下記のとおり、八戸市環境審議会の委員を公募する。

1 目的

当審議会の委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 職務

当審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

3 募集人員

当審議会の公募による委員の定数は、2人以内とする。

4 任期

任期は選任時（令和8年11月上旬予定）から2年とする。（ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。）

5 報酬

1回の出席に付き、8,800円（税込）の報酬を支給する。なお、交通費は支給しない。

6 会議の開催

会議は、年3回程度、開催予定。1回あたりの開催時間は、平日の日中2時間程度。

7 応募条件

原則として当市に住所を有し、環境の保全に関し、知識、経験、関心等のある者。
ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 当市の他の附属機関の委員を3つ以上兼務している者
- (2) 当審議会の委員として既に構成員を推薦している団体に所属している者

8 応募方法

別に定める応募申込書により、郵送、持参、FAX又はEメールにより応募する。

その際、八戸市の環境の保全に対する意見・提案等を800字以内の文章にまとめ、合わせて提出する。

応募先：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 市民環境部環境政策課

TEL 43-9265(直通) FAX 47-0722 Eメール kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp

9 募集期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月31日（月）まで（必着）

10 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

12 選考結果の本人への提供

選考結果は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第2項第1号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。

(1) 提供の求めの方法

環境政策課において口頭により行う。

(2) 提供する情報の範囲

応募者の中での順位及び得点

(3) 提供の方法

環境政策課において本人確認をした上で閲覧により行う。

(4) 提供できる期間

選考結果通知日から1か月間とする。なお、当期間経過後は、法第77条の規定に基づく開示請求手続が必要となる。

13 応募申込書等の取扱い

受付した応募書類は返却しないものとし、当審議会の公募以外の目的には使用しないものとする。

14 備考

公募以外の委員は、おおむね学識経験者、公益代表者、関係企業体の代表者等で構成する予定である。

15 その他、附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。

附 則

この取扱いは、令和8年5月27日から施行する。